

No. 1837
2019.7.15
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/
メール: miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

増税反対か賛成かの審判を！必ず投票へ行こう！



「消費税増税は決まっているんじゃないやろ」、「一票だけなら何にも変わらんよ」と選挙に行かないという人が多くいます。

今回の参院選は日本の行く末を決める大事な選挙です。一人ひとりの一票が政治を変え、日本を変えます。

投票日は21日 (期日前投票も忘れずに！)

今年で61回目となる国民平和大行進

国民平和大行進は、“ノーモア・ヒロシマ！ノーモア・ナガサキ！”“核兵器のない世界を”と核兵器廃絶を訴えて、1958年以来半世紀以上、雨の日も風の日も毎年休まず行進が続けられ、毎年10万人が参加する国民的行動となっています。

「核兵器をなくせ」と共に、「STOP！戦争する国づくり」を訴えながら、一歩でも二歩でも一緒に歩きましょう！

また、カンパもお願いしています。行進隊が通ったら直接渡してください。

行進ルート

☆7月30日(火)

行進者を囲んで『歓迎のゆうべ』

17:00~18:30 三次民商事務所
食事をしながら、経験談を。誰でも参加可

☆7月31日(水)

三次市役所	8:55	発
川地公民館	11:50	着
(昼食)	13:00	発
安芸高田市甲田支所	15:15	着

☆8月1日(木)

安芸高田市役所甲田支所	9:00	発
安芸高田市役所	11:40	着
(昼食)	12:45	発
安芸高田市八千代支所	15:50	着

助け合いの共済 広げる運動に確信を！

広商連共済会第38回定期総会



7月7日の七夕に広商連共済会第38回の定期総会が行われ、三次民商から5名の代議員が参加しました。

豪雨災害で真価を發揮した助け合い
昨年起こった西日本集中豪雨。広商連共済会は緊急に災害見舞金を渡しました。また会員同士のボランティア活動と未曾有の災害にも助け合いが広がり、被災者に勇気と希望を与えました。今期も助け合いを充実していくことが方針として採択されました。



講師の松川民医連事務局長

今の介護保険制度は国家的詐欺
午後の特講演は全日本民医連の松田貴弘事務局長に「介護の現状とよりよい介護を目指して」と題して、説明していただきました。



今の介護保険は、始まった時の介護保険の趣旨とは全くかけ離れたものとなっております。国家的詐欺だと断罪されました。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

民商・全商連の今後の予定

☆税対部会
7月17日(水) 午後7時～
三次民商事務所

☆なんでも相談会
7月21日(日)
午後9時～12時
南畑敷生協団地集会所

☆高田支部ビアパーティ
7月27日(土)
三次平安閣

**三次民商共済会
第36回定期総会**

7月25日(木)

午後6時30分～

三次民商事務所



★三次民商共済会★

日曜集団健診
を受けよう

**広島共立病院
健診ツアー&
レク**

9月8日

**三次市主催の
集団健診**

10月27日

**7月24(水)
午後1時半～**

無料法律相談

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

シリーズ 相続法の改正

近年、民法改正が相次いでいます。民法は私法の一般法と呼ばれ、業務や生活一般に深く関わる法令で特に相続法は身近な問題です。

相続法の分野の規定は1980年に配偶者の法定相続分の引き上げ等の改正以降、約40年間、実質的に大きな見直しはされてきませんでした。しかし、その間にも社会の高齢化がさらに進み、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まってきました。

第1講義 遺産分割等に関する見直し

①配偶者保護のための方策

現行民法では、長期間婚姻している夫婦の一方が他方に対し、特に老後の生活保障を厚くする趣旨等でその財産を遺贈または贈与したとしても、相続開始時には、原則として遺産の先渡しがあったとみなされるため、結果的に相続したときと同じになっていました。

【改正法では】
(2019年7月1日～)
婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に対し、居住用不動産を遺贈等する場合には、原則として上記のように遺産の先渡しとして取り扱う必要がなくなったため、より多くの財産を取得することができるようになります。(改正民法903条4項)

②遺産分割前の(預貯金の)払戻制度の創設等

平成28年より、預貯金は、遺産分割の対象財産に含まれることとなったため、共同相続人による単独での払戻ができませんでした。

【改正法では】
(2019年7月1日～)
預貯金の口座ごとに一定割合(預貯金額×1-3×相続分)までであれば(ただし、金融機関ごとに150万円まで)、家庭裁判所の判断を待たなくても共同相続人が単独で払い戻しを請求し、生活費や葬儀費用の支払いなどに充てることができるようになります。(改正民法909条の2)

また、預貯金に限って、仮払いの必要性がある場合には、他の共同相続人の利益を書さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるよう保全処分要件が緩和されました。(改正家事手続法200条3項)